

環境対策融資

公害や災害防止のほか、脱炭素や水素エネルギーシステムの活用に向けた設備・施設整備に要する費用等、環境対策のための資金が必要となった際にご利用いただける融資です。また、省エネ設備の導入等を通じて、経費削減を図りたい際にもご利用いただける融資です。

融資対象 次に掲げる設備・施設の導入に要する資金を必要とする中小企業者

- ① 事業活動で生じる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害を防止するための施設整備に要する資金
- ② ISO14000 認定取得のための施設・設備の整備に要する資金
- ③ 地震災害の防止対策のための施設・設備の整備に要する資金
- ④ 特定防火対象物の防火対策のために必要な施設・設備の改善に必要な資金
- ⑤ リサイクル等に資する施設・設備の整備に要する資金
- ⑥ 自動車等に係る粒子状物質減少装置の整備に要する資金
- ⑦ 山小屋等のトイレの整備に要する資金
- ⑧ 産業廃棄物を処理するための施設・設備の整備に要する資金及び産廃業者の運転資金

【脱炭素枠】

- ⑨ 「代替フロン」「脱フロン」のための設備整備に要する資金
- ⑩ EV・FCV・低排出ガス車に認定された自動車の購入に要する資金
- ⑪ 省エネルギー・再生可能エネルギーに資する施設・設備の整備に要する資金

【水素エネルギーシステム活用枠】

- ⑫ 水素エネルギーを活用した施設・設備の整備に要する資金

資金使途	設備資金 及び 運転資金 ※運転資金は融資対象の⑧のみ
限度額	設備資金 5,000 万円（融資対象⑩,⑪にあつては 1 億円、⑧にあつては 2 億円） 運転資金 2,000 万円（融資対象⑧のみ）
融資利率	2.1%（融資対象⑨～⑪にあつては 1.8%、融資対象⑫にあつては 1.0%）
保証料率	0.45%～1.9%
担保・保証人	金融機関又は保証協会の定めるところによります。 （保証付きの場合、原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要）
償還期間	設備資金 7 年以内（1 年以内の据置を含む）（融資対象①～⑥） 10 年以内（1 年以内の据置を含む） （融資対象⑦～⑫（融資対象⑧にあつては据置 2 年以内）） 運転資金 7 年以内（2 年以内の据置を含む）（融資対象⑧のみ）
申込書類	借入申込書、財務書類、商工会等の診査書、納税証明書、事業計画書などの書類が必要となります。※診査書については、商工会議所・商工会にご相談ください

◇取扱金融機関◇

山梨中央銀行 甲府信用金庫 山梨信用金庫 都留信用組合 山梨県民信用組合
商工組合中央金庫 みずほ銀行 三菱UFJ 銀行 三井住友銀行 りそな銀行
JA クレイン JA フルーツ山梨 JA ふえふき JA 山梨みらい JA 南アルプス市
JA 梨北 JA 山梨信連

中小企業金融相談窓口のご案内

▼ 中小企業者の皆様の様々な金融相談に専門の相談員が対応いたします。▼

場所	県庁別館 3 階 産業振興課
相談時間	9:00～16:00 水、木、金（月、火は金融担当職員が対応します）
電話番号	055-223-1554（直通）

問い合わせ先

山梨県 産業政策部 産業振興課
TEL 055-223-1537（直通）